

ラベルレス PET ボトル製品の自動販売機での販売に関するガイドライン

一般社団法人全国清涼飲料連合会

2026 年 8 月 4 日制定

一般社団法人全国清涼飲料連合会（略称：全清飲）は、共益と公益を優先した業界団体として、清涼飲料水製造・販売・関連事業者の法令遵守の徹底、会員と行政との間の円滑な連携の推進、会員の CSR 活動の推進支援、清涼飲料水の健全な消費の促進、消費者の清涼飲料水に関する知識の啓発・普及等の活動を行っている。

日本国の清涼飲料水は、行政・消費者庁の食品表示法や^{※1,2}、経済産業省の「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」の法令^{※3}等に従って、製造・販売されている。また近年、多くのラベルレス製品が販売されており、全清飲では自主的なガイドラインとして、2020 年 4 月にケース販売のラベルレス製品ガイドライン^{※4}、2025 年 8 月にレーザー印字ガイドライン^{※5}を制定した。

今回、ラベルレスの PET（ポリエチレンテレフタレート）ボトル製品を自動販売機で販売する場合の全清飲自主ガイドライン「ラベルレス PET ボトル製品の自動販売機での販売に関するガイドライン」を制定する。（具体的な表示方法は、④表示に関する運用（ガイドライン遵守のお願い）を参照）

なお、本ガイドラインにおいては、環境配慮と消費者保護の両立を基本原則とし、特に健康に関する重要情報については「消費者が購買前に確実に認識できること」を最優先とする。

① ガイドラインの目的：

清涼飲料水を容器別で分けると、PET ボトル飲料の比率が最も高く、プラスチック製のラベル付きが主流である。一方、環境への配慮を考慮して、小さな POP シールを貼ったラベルレス商品も発売されている。さらに、ラベルを貼付しないラベルレス商品への取り組みも各社で進められており、これまで 2020 年 4 月に全清飲自主ガイドライン（ラベルレス商品へのカートンへの必要表示事項の設定）^{※4}、2025 年 8 月にレーザー印字ガイドライン^{※5}を制定した。

今回、ラベルレス PET ボトル製品を自動販売機で販売する際の関連法令（消費者庁 食品表示基準 Q & A（平成 27 年 3 月、最終改正 令和 8 年 4 月 1 日消食表第 238 号）加工-266^{※6}及び経済産業省 ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和 8 年 7 月 30 日改正）、第二条遵守事項^{※7}）が制定されたことから、清涼飲料業界の共益として、各社で本製品の自動販売機での販売をサポートできるように、自主基準等を設けることを目的として本ガイドライン「ラベルレス PET ボトル製品の自動販売機での販売に関するガイドライン」を制定することとする。

② 対象：

原則として、アセプティックやホットパック充填等で製造された、すべてのラベルレス PET ボトル飲料を対象とする。ただし、消費者への安全性の観点から、ミネラルウォーター類の製品から導入を開始し、市場の状況や消費者からのお申し出状況等を確認しながら、順次他の製品に拡大することを推奨する。

また、本ガイドラインの対象となるラベルレス製品は、一括表示等の義務表示事項をキャップ部分（リング等を含む）のみに表示することとなるため、義務表示事項をキャップ部分に表示しきれない製品は対象とならない。また製品の特性上、保健機能食品、特別用途食品も対象外とする。（ラベルレス PET ボトル製品の自動販売機での販売を行わない）。

また、下記の飲料[※]は、万一購入者が読み取りにくいまま飲用された場合のアレルギーのリスクや特定の疾患を抱えている方のことを鑑みて、自動販売機の掲出物（看板、広告、商品見本等）への表示をした上での販売を推奨する。

※：アスパルテームを配合した飲料やアレルギーの表示義務のある特定原材料を原材料（食品添加物も含む）とする清涼飲料水 {前者のアスパルテームは、フェニルケトン尿症を抱えている人は摂取を避ける必要があるため、アスパルテームを含む食品の表示には「L-フェニルアラニン化合物が含まれる」と記載しなければならない。また、後者のアレルギー物質は、表示義務のある「特定原材料」を“原料として用いた”清涼飲料水を指す。}

③ 法令改正内容：

（消費者庁への要望内容）

（食品表示基準Q & A（平成 27 年 3 月、最終改正 令和 8 年 4 月 1 日消食表第 238 号）加工－266^{※6}）。

ラベルレス PET ボトル製品は、義務表示を PET ボトルの容器本体にレーザー印字等の技術を活用して表示しない限り、ボトル本体に表示可能面積が存在しない。そのため、義務表示の表示可能面積は実質的にキャップの天面とリング側面部分（以下、キャップ部分と略す）に限定されることになる。本要望書は、このようなキャップ部分にしか義務表示の表示可能面積が無いラベルレス PET ボトル製品について、現在の印刷瓶における義務表示の運用（表示可能面積を蓋と取り扱い、食品表示基準第 8 条第 1 項 9 号に規定する印刷瓶で表示事項を蓋に表示する場合は文字のポイント数を 5.5 ポイント以上とすることができる）が行えるよう、柔軟な解釈と運用を求めるものである。

上記要望により、2026 年 4 月 1 日に下記のように改正された。

（加工－266）食品表示基準の「表示可能面積」とはラベル面積又は容器包装の表面積のどちらですか。

（一部抜粋。）

3 さらに、ペットボトル容器の飲料等でプラスチック使用量及び CO2 排出量を削減し、環境負荷を軽減することを目的に、プラスチックフィルム及びシール等を貼付しない場合は、ふたのみを表示可能面積としても、差し支えありません。

（経済産業省への要望）

「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」の一部改正^{※3}

現行の省令では、PET ボトルには、所定の様式に基づく PET ボトルリサイクルマークについて、以下による表示が求められている。

ア 容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印することにより、表示をすること

イ 容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルを貼ることにより、表示をすること

他方、2025 年に実施した消費者調査においても、上記アの刻印表示のみでも十分に視認可能であり、消費者のリサイクル行動に影響がないことが確認されていることから、ラベルレス製品を単体で販売する場合、上記イは省略可能となるよう省令を改正いただきたい。

上記内容を要望し、2026 年 7 月 30 日に下記のように改正された。※7

(一部抜粋。下線部が改正内容。)

別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルを貼ることにより、表示をすること。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。

イ 容器に充填された飲料又は特定調味料を入れ又は包む当該容器以外の容器包装であって、そのままの状態で流通し、最終消費者に販売される場合において、当該容器包装の表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルを貼り又は刻印することにより別表の上欄の指定表示製品の区分に従い同表の下欄に定める様式に基づく表示をするとともに、当該表示に当該容器の役割名を併記するとき（当該容器の側部に印刷し、又はラベルを貼ることにより、他法令の規定による表示が付されている場合を除く。）。

ロ 容器に充填された飲料又は特定調味料を入れ又は包む当該容器以外の容器包装であって、そのままの状態で流通し、最終消費者に販売される場合以外の場合において、当該容器の側部に印刷し又はラベルを貼ることにより他法令の規定による表示が付されないとき。

④ 表示に関する運用(ガイドライン遵守のお願い)

自動販売機で販売するラベルレス PET ボトル製品においては、キャップ、カートン、自動販売機への表示に十分配慮しながら開発・製造・販売をすること。また、消費者への安全性の観点から、ミネラルウォーター類の製品から導入を開始し、市場の状況や消費者からのお申し出状況等を確認しながら、順次他の製品に拡大することを推奨する。

保健機能食品（栄養機能食品、特定保健用食品、機能性表示食品）、特別用途食品（病者用食品・経口補水液等※8）は、対象外（ラベルレス PET ボトル製品の自動販売機での販売を行わない）とする。

具体的にはそれぞれの部位に下記内容の表示を行う。

- (1) PET ボトル製品本体（キャップ（リング部分も含む）、ボトル等）
印刷瓶の王冠表示に倣うことを前提としていることから以下の表示を行う。
 - 名称（キャップ表示）
 - 原材料名及び添加物（キャップ表示）
 - 内容量（キャップ表示）

- 製造者又は販売者名（キャップ表示）
- 製造者又は販売者住所（キャップ表示）
- 製造所の表示又は製造所固有記号（製造所固有記号を届け出ている場合）（キャップ表示）
- アレルギー表示（該当する品目がある場合）（キャップ表示）
- L-フェニルアラニン化合物を含む旨（該当する品目がある場合）（キャップ表示）
- 商品や製造所固有記号に関する問い合わせ先（キャップ表示）
- 賞味期限（キャップ表示）
- 保存の方法

なお、事項名（品名や内容量等）の省略の可否は食品表示基準 Q&A 加工-114 及び加工-237 の 3 項、及び糖の簡略名表記は加工-266 の 4 項（令和 8 年 4 月 1 日消食表第 238 号時点の付番^{※6}）（下記「表示事項と表示箇所への表示の可否」表の備考欄）を参照し、判断すること。

その他、全清飲自主ガイドライン（ラベルレス）^{※4}で定めた事項を表示する。

- 社名又は社名を特定できるロゴ又は記号（キャップ表示又はボトル刻印）
- 商品名又はブランドを特定できるロゴ、カテゴリー名（キャップ表示又はボトル刻印）

資源有効利用促進法により以下の表示を行う。

- プラスチック製容器包装の識別マーク（プラスチックリサイクルマーク）（キャップ表示又はボトル刻印）
- PET リサイクルマーク（ボトル刻印）

表示事項と表示箇所への表示の可否

表示事項	キャップ	ボトル	備考※
● 名称	○	×	事項名は省略可
● 原材料名	○	×	事項名は省略可

● 内容量	○	×	事項名は省略可
● 製造者又は販売者名	○	×	事項名は省略不可
● 製造者又は販売者住所	○	×	事項名は省略可
● 製造所の表示又は製造所固有記号（製造所固有記号を届け出ている場合）	○	×	－
● アレルギー表示（該当する品目がある場合）	○	×	－
● L-フェニルアラニン化合物を含む旨（該当する品目がある場合）	○	×	－
● 商品や製造所固有記号に関する問い合わせ先	○	×	事項名は省略可
● 賞味期限	○	×	事項名は省略不可
● 社名又は社名を特定できるロゴ又は記号（キャップ表示又はボトル刻印）	○	○（刻印）	キャップ又はボトルに表示
● 商品名又はブランドを特定できるロゴ、カテゴリー名（キャップ表示又はボトル刻印）	○	○（刻印）	キャップ又はボトルに表示
● プラスチック製容器包装の識別マーク（プラスチックリサイクルマーク）	○	○（刻印）※	キャップ又はボトルに表示
● PET リサイクルマーク（ボトル刻印）	△	○（刻印）	キャップ又はボトルに表示

※また、「消費期限又は賞味期限」のように事項名を省略することができないものを除き、表示事項の内容から、別記様式による表示と同等程度に分かりやすい表示であれば、事項名を表示しないで表示事項だけを表示することも可能です。（食品表示基準 Q&A 加工-237 の 3 項（令和 8 年 4 月 1 日消食

表第 238 号時点の付番^{※6)}を抜粋。)

※プラスチック製容器包装の識別マークをボトルへ刻印する場合、「ボトル」等役割名を併記する必要がある。

その他の公正競争規約やガイドラインに定められた表示事項はそれぞれに従って表示すること。

なお、キャップへの表示事項は可読性が低下する可能性があるため、文字の大きさの工夫等視認性担保は十分に注意すること。

(2) カートン

● ラベルレス製品である旨

なお、ケースでの販売をする際は、全清飲自主ガイドライン^{※4}を遵守し、店頭で開封されないよう「ケース販売限定」等と表示すること。その際、混乱を避けるため、「自動販売機に装填する際はその限りではない」等の旨の表示をすることができる。

(3) 自動販売機

● 掲出物（看板、広告、商品見本等）に関する表示事項は、以下の通りとする。

- 製品名
- ラベルレス PET ボトル製品が提供される旨
- アレルギー表示（該当する品目がある場合。含有の有無や対象物質名、注意喚起表示（例「アレルギーをお持ちの方はご注意ください。」）等を表示すること。）
- アスパルテームを含む（L-フェニルアラニン化合物が含まれる）旨の表示（該当する場合）
- その他、各社判断による必要な表示情報

なお、ラベルレスであることから、一括表示等の義務表示事項はキャップ部分（リング等を含む）に表示することとなるため、記載情報が多い製品^{※A}は対象とならない（ラベルレス PET ボトル製品の自動販売機での販売を行わない）。

※A: 対象外品： 保健機能食品（栄養機能食品、特定保健用食品、機能性

表示食品)、病者用食品・経口補水液など※8

また、下記の飲料※Bは、万一購入者が読み取りにくいまま飲用された場合のアレルギーのリスクや特定の疾患を抱えている方のことを鑑みて、自動販売機の掲出物（看板、広告、商品見本等）への表示をした上での販売を推奨する。

※B: アスパルテームを配合した飲料やアレルゲンの表示義務のある特定原材料を原材料（食品添加物も含む）とする清涼飲料水 {前者のアスパルテームは、フェニルケトン尿症を抱えている人は摂取を避ける必要があるため、アスパルテームを含む食品の表示には「L-フェニルアラニン化合物が含まれる」と記載しなければならない。また、後者のアレルギー物質は、表示義務のある「特定原材料」を“原料として用いた”清涼飲料水を指す。}

下記の点について留意する。

1) バーコードを含め、ラベル付き製品のラベルに記載された情報ならびにその他法定表示をボトルに行うラベルレス製品は、本ガイドラインの対象とならない。また、他の資材（販促用 POP シールや任意で製品情報と紐づけた QR コードシール等）を製品に貼付することは不可とする。

2) 全清飲自主ガイドライン※4並びに本ガイドラインに準拠するラベルレス製品は、箱入りとしても販売可能である。

3) 本ガイドラインに準拠するラベルレス製品の販売は、当面の間、自動販売機ならびに箱入りでの販売に限定する。

参考文献

1. 食品表示法等(法令及び一元化情報)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/
2. 消費者庁・事例でわかる景品表示法（不当景品類 及び 不当表示防止法）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/assets/representation_cms201_240806_01.pdf
3. 経済産業省・ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令
<https://laws.e-gov.go.jp/law/405M50000640001>
4. ガイドブック「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」ならびに「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」改正に伴う全国清涼飲料連合会自主ガイドライン、
(https://j-sda.or.jp/guideline/regulations_and_guidelines/label-less-guideline.php) (2020 年 4 月 1 日付)
5. 全国清涼飲料連合会・PET ボトルへのレーザー印字ガイドライン（2025 年 8 月 29 日制定）
https://j-sda.or.jp/guideline/regulations_and_guidelines/pet-laser-guideline.php
6. 消費者庁 食品表示課・食品表示基準 Q&A（平成 27 年 3 月（最終改正 令和 8 年 4 月 1 日消食表第 238 号））
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/#laws
7. 経済産業省 ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和 8 年 7 月 30 日改正）
<https://www.kanpo.go.jp/20260730/20260730h01758/20260730h01758full00010032f.html>
8. 「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について（令和 6 年 12 月 10 日消食表第 1028 号消費者庁次長通知）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_health_claims/info_session/assets/food_labeling_cms206_241226_09.pdf